『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1 基金の概要(平成20年度)

<u>」. 坐</u>	317 O J 119/L	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
基	金	の	名	称	木材産業体質強化特別資金
法		人		名	全国木材協同組合連合会
基金	:額(国庫	補助:	金等相当	4額)	303百万円(151百万円)(平成20年4月1日現在)
基	金事	業	の概	要	○ 施設整備のための資金借入に対する利子助成

2. 見直し結果(平成20年度)

2. 見直し結果(平成20年度)		
項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要	〇 新規申請の受付を終了した基金であることか	ら、国からの補助
(平成20年12月24日行政改革推進	│ 金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要	要のない額を国庫 🛮
本部決定における措置内容等(※	│ へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討する	とともに、残事業
1))	終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納	
基金事業を終了する時期	│○ 平成18年度をもって新規申請の受付を終了。た	
	までに採択された事業の後年度負担分について	は、引き続き当該
	基金を活用し利子助成を実施する。	
次回の見直し時期	〇 次回見直しは平成23年度までに実施する。	
基金事業の目標	O 新規受付を終了した基金	
目標達成度の評価	_	
基金の保有割合	│○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用	別いた方式及び数┃
	値については、以下の通りである。	
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式)	
1	保有割合=直近年度末の基金額:事業が完了す	るまでに要する補
	助額及び管理費	
	=303百万円÷(279百万円+23百万円)	
į		
	(算出に用いた数値)	
	直近年度末の基金額:平成19年度末の基金額:303百万	
1	事業が完了するまでに要する補助額(利子助成額):27	9百万円
	<u>管理費(事務費):23百万円</u>	,
使用見込みの低い基金等の	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有
取扱いの検討結果(※2)	[有の場合]該当する理由	
	〇 基準3(4)ア【基準】の①に該当	- A-L
	(使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の	D結果)
	○_新規申請の受付を終了した適切な規模の基金	こであることから、
	国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財	原等として必要の
	ない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取	
7.00	事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ	<u> </u>
その他	_	

^{(※1)「}補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

^{(※2)「}補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。